

### 1 日常の感染症予防対策のお願い

児童又は家族の状態により登園の自粛又は停止を要請します。

区分	状態	要請内容	要請する期間
児童	かぜ様の症状	登園自粛	症状が改善するまで
	発熱等新型コロナウイルス様の症状	登園停止	呼吸器症状が改善するまで ※かかりつけ医への相談・受診をお願いします。
	保健所によるPCR検査の実施対象とな	登園停止	保健所の指示による
家族	った場合	登園自粛	(自粛対象となる家族の範囲を含む。)

※町規則に定める休園措置以外の登園停止・自粛については、保育料の日割り対象としません。

**【重要】** 児童又はその家族が新型コロナウイルス感染の疑いがありPCR検査を実施する場合及びその結果については、必ず御利用の保育所又はこども園に連絡してください。

### 2 感染症の陽性者が判明した場合の対応

区分	対応内容
児童、職員が陽性者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、当該園を臨時休園とします。</li> <li>・保育中に判明した場合は、児童の引き渡しを連絡します。</li> <li>※急なお知らせとなることが予想されます。児童の安全確保のため、皆様の御理解・御協力をお願いします。</li> </ul>
児童や職員の同居の家族、園関係者などが陽性者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染状況を注視しながら、通常開園とします。</li> <li>※(濃厚)接触者には、登園(停止)自粛を要請します。</li> </ul>

※いずれの区分においても、接触者のPCR検査及びその結果に基づく登園停止、休園(期間)については、保健所の指示によります。

### 3 県外を往来される場合のお願い

#### (1) やむを得ず県外へ移動された場合の取扱い

帰県後 **7日間**は、児童及び家族の体調観察、検温を必ず行っていただき、可能であれば帰県後5日間の登園自粛をお願いします。(任意のPCR検査を妨げるものではありません。)

#### (2) やむを得ず県外からの往来を受け入れる場合の取扱い

来県される方へ事前のPCR検査の実施に御協力いただくようお願いください。

その他の取扱いについては、上記(1)と同様とします。「帰県後」を「来県者が帰られた後」と読み替えてください。

鳥取県新型コロナウイルス  
感染症特設サイト



### 4 新型コロナウイルス感染症について心配な時の連絡先

① 発熱がある場合・かかりつけ医

② かかりつけ医がない場合・受診相談センター (9:00~17:15 0120-567-492)

(上記以外の時間帯 0858-23-3135)

③ 接触等について心配な場合・接触者等相談センター (0858-23-3135)